

役員報酬規程

(目的)

第1条 公益社団法人広島県トラック協会の常勤の役員（以下「役員」という。）に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬の決定及びその額)

第2条 役員報酬は、年額報酬とする。

2 役員報酬額は、本協会に置く総会（該当理事を除く。）において決定する。

3 役員報酬額は、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ該当各号に定める額に基づき支給する。

(1) 専務理事 月額 63万円以下の範囲内で会長が定める額

(2) 常務理事 月額 59万円以下の範囲内で会長が定める額

(通勤手当)

第3条 通勤のため公共交通機関を利用する役員には、経済的な通常の経路による1か月定期に相当する額を支給する。

(報酬の支払)

第4条 役員報酬は、法令等に基づきその役員報酬額から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支払うものとする。

(報酬の支給日等)

第5条 報酬の支給日及び支給方法は、職員の給与規程による。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。